

四

紅問屋再興と羽州織田藩の紅花専売仕法

## はし が き

天保改革の主軸をなす株仲間解散令についての意義と評価は近来著しくかえられつつある。それは「天保の改革は再興令が出されることによって、失敗したものと理解すべきでなく、むしろこれによって完成したのであるとみなすべきであろう」とする津田秀夫氏の提言以来、北島正元氏によってさらに批判的に研究が推進されたこと<sup>(1)</sup>によってである。

物価引下げのために大都市問屋の独占を排除しようとした水野忠邦の主観的意図はともかくとして、嘉永再興令の結果もたらされた仮組結成、即ち新興問屋の公認は幕府の産業統制の一環として、発展した商品生産の新段階に対応する再編成の一連の過程として統一的に理解されなければならないであろう。

本小稿はそのような観点から、江戸における紅問屋の再興後の動向を通じて幕府の産業統制の意向をみるとともに、そうした動きに乗じて領内の紅花生産の領主的統制にのりだし、幕末期の財政危機をのり切ろうとした羽州天童織田藩の政策をみようとするものである。

(1) 津田秀夫「江戸時代の三大改革」五六頁。

(2) 北島正元「水野忠邦の藩政改革」(日本歴史一〇〇号)。

同「幕末における徳川幕府の産業統制」(東京都立大学「人文学報」第一七号)。

## (一) 元組と仮組の対立

奥州ならびに関東近在産の紅花を扱う江戸の紅問屋は、小問物問屋丸合組のなかに組織されていた。嘉永四年の再興令によつてそれらの旧問屋は直ちに元組と称して復活組成したが、一方解散後におこつた新興問屋たちもまた仮組をつくつて問屋を称した。そのため旧新両組の間にはたびたび利権をめぐる紛争と訴訟が繰返されてゐる。いま嘉永六年三月の、元組問屋の行事と重立衆三人が喜多村奉行所へ提出した訴状を要略してその経過をみると「紅問屋のもとに下組として組織されていた下請の絞り職人二十八名のもが解散後は直接に荷受をしてゐるとの理由で問屋仲間に加しようとした。それに対して元組問屋たちは絞り職人の荷扱量が少分であるというので元組加入を拒絶し、仮組とした。但し将来荷扱量が増した場合元組加入を考慮するという条件であつた。しかし仮組のものたちは、仮組として区別することに反対で再度の示談にも納得せず、問屋として公認されることを要求するばかりではなく、勝手に紅問屋となえて直取引を致しているので、奉行所からその不心得をさとしてもらいたい」というのである。願いでた元組問屋の代表は通町二丁目柳屋五郎三郎、通旅籠町村田屋久蔵(代理)、本町二丁目玉屋善太郎である。訴えられた仮組の紅花絞屋は通油町藤屋喜三郎以下計二十八名の者である。この訴状で知られるように仮組を結成したものは紅問屋のもとにあつた下請の絞り職人(小前紅粉絞屋)であつた。これらが天保解散令によつて問屋への従属的下請業から解放され、直取引をなして問屋として自立したのである。それが「紅花直引受聊成共被致候而は私共組合内渡世不取締二相成難渋至極仕候」というように旧問屋の営業を侵害し、利害の対立となつたわけである。そこで元組問屋共の要求は、解散前の文化度のように仮組を問

屋の下組として絞屋專業の下請職人におさえておこうとする全くの「古株復旧論」であった。

このような元組・新組の対立、言い換えれば株仲間停止以来の新規營業者に対する、幕府当局の嘉永再興に際しての方針はどうであつたらうか。佐渡奉行所からの問合書に対する嘉永四年十月の江戸町奉行からの返答<sup>(2)</sup>によると、再興の時即ち嘉永四年の「現在之姿」をもつて仲間結成を認めることを原則とする。但し小前のものは相省き、かつ「商法異同、又者引受荷高少多之類、問屋加入有無、急速見据難<sup>レ</sup>決<sup>レ</sup>もの者、其組合之内仮組と名目を付け追而再調之上、問屋へ加除取極候積」というのであつた。この方針はその前年嘉永三年に町年寄館市郎右衛門らが江戸町奉行よりの下問に對して「現在之姿を以軒数人数御糺被下置、但仕入等不致受売小前之もの者相除、組合名前御取極被成下度儀ニ奉存候<sup>(3)</sup>」と述べた町方の意見が大きく作用しているものとみられる。このような幕府当局の方針をもつて紅問屋の元組・仮組の対立についても嘉永六年十月に次のような調停を下している。それは絞職新問屋は丸合組仮組と称し、手前絞り分だけ<sup>(4)</sup>在方直取引を許可するというのであつた。この問題で注目すべき点は、嘉永の問屋再興に際しては元仲間たちは新興問屋を排除し、全くの旧株仲間だけの復活を希望し独占營業を確保しようとした。これに對し幕府当局の方針もさることながら、下請職人から独立した仮組仲間たち自身が強硬に對抗し元組からの懐柔抑圧を押のけて、營業範圍に限定があるとはいへ自立の道をきり開いていつたことである。幕府の政策もそうした現実の動向を町年寄らの上申にもとづいて把握し、その実態に即した現状追認策をとつたことである。その結果新たに發展した商品の生産流通をより広範圍に掌握する統制機構が再編成され出したことは言うまでもない。

(1) 「諸問屋再興調六」(上野図書館所蔵、「旧幕府文書」)。

(2) 「諸問屋再興調一上」一二八頁(大日本近世史料)。

(3) 同上 六八頁。

## (二) 江戸打越荷の禁止

株仲間の再興に際して、古株のみの復活を要求した江戸の紅問屋が、町奉行の調停によって仮組問屋の手取り分の直取引を認めるよう後退させられると、次に打った手段は関東以北ことに奥羽の紅花生産を一手に掌握しようとする江戸打越荷の禁止措置であった。それには北関東及び奥羽の在方荷主に対する手段と、また上方商人の生産地直買を防止することが必要であった。前者の手段としては嘉永七年（安政元年）七月に、武州桶川宿・同加茂宮村・同浦和宿・同岩槻宿・同与野町・水戸向町・同上町・下総古河宿・同結城・仙台国分町・羽州最上谷地・同山形等各地の紅花荷主達二十二名から「差入申規定一札之事」という誓約書をとっている。その内容は一、江戸への為登紅花は元組仲間及び仮組紅屋衆の外の素人との売買は相ならない。二、ことに江戸相越通荷物は相ならない。三、若し値段が引合わず上方へ登せる場合は江戸問屋の送り状をもつて上せること。その場合は筆紙墨等世話料として荷物一個につき銀二匁ずつ差出すこと、という三箇条であった。しかしこの規定は北関東はともかく、主産地の奥羽紅花についてはその産額の総べてを掌握し得るものでなかったことは江戸問屋自身が次のように認めていることによつて明瞭である。即ち「紅花荷物之内奥筋国々は……古来は年々秋彼岸前迄は北廻と唱羽州最上川大石田と申所より船積いたし、越前敦賀湊へ相廻同所より上方筋へ相廻いたし、秋彼岸後より紅花荷物御当地へ相廻私仲間へ引請市中へ売捌又上方筋へも私共より為相登売捌仕来に御座候」というように最も出盛りの彼岸前は殆ど上方向けであった。したがつて奥羽筋の産出量からみれば「近来は奥羽両国紅花御当地（江戸）へ相廻候方運送弁利ニ付彼岸之季節に不拘夏中より御当地へ相廻」すというように次第に江戸送りが増して

いるとはいへ、その半ばにも達しない程度であつたらうと推定される。当時の奥羽の紅花産出地帯は、先の誓約者の一人でも最も有力な紅花問屋であつた山形の村居清七（新六郎）の天保八年の記録<sup>4</sup>によると、まず山形周辺では山形・宝沢・上野・上の平等の蔵王山麓、須川の支流山村地帯である。次は五宮・長崎・天童・小松沢・長瀬等の最上川支流の村山盆地西北部地方で、これら村山盆地周辺部の須川最上川の上支流地帯が、いわゆる「最上紅花」の主産地である。置賜地方では、その大部分を占める上杉藩領は蔵花即ち藩貢租専売品なので他領商人は買取に入れない。ただ僅かに天領の高島辺だけで、山崎新田や鳥井町あたりが一番良い。伊達郡にはいつては郡山を中心とした東西五カ村、悪津辺の阿武隈川上流、仙台から南部地方にかけては藤沢町・岩谷堂・小関・水沢・前沢町から花巻にかけての北上川支流一帯、仙台の南方では坂下附近・富田・黒沢・ざる川・中田から丸森・角田・清水・大川原・玉崎にかけてである。その外では秋田・庄内・江戸近辺・紀州でも幾分か産出すると記している。江戸近辺即ち関東北部の紅花は別に江戸問屋の記録によると「御当地近郷近国は寛政度の頃私共仲間之内……柳屋五郎三郎召使太助半兵衛と申者羽州最上辺之紅花種を仕入武州桶川宿近村二而上村百姓七五郎と申者へ相渡候処其頃は作方手剩不<sup>レ</sup>申少分之荷高二御座候処桶川宿上尾宿大宮宿浦和宿最寄在々へ時付逐々作増いたし<sup>6</sup>」というように羽州最上から寛政頃に移されたものである。またこれらの地方の紅花買次問屋が前出の誓約者二十二名ばかりでなかつたことは山形における荷主の数と比較してみただけでも明らかである。それらは最も有力な問屋だけであろうが、それら有力荷主と他の荷主との営業上の関係が明瞭でないので、前記誓約書が北関東並びに奥羽の紅花生産を掌握するのにどれ程の効果をもつたものであつたかは明らかでない。

つぎに上方商人の生産地直買を禁止することであるが、最初に関東近在に入りこんだのは京都若山屋喜右衛門手代忠助で、ついで文化二年から京都吉文字屋彦市が入っている。だからこの二人は「私共仲間之内柳屋五郎三

郎方へ相頼滞留示談の上紅花仕入致<sup>7)</sup>したもので江戸問屋の承認を得たものであった。然るに天保の株仲間解散後は京都伏見辺紅花商人共手附のもの差下し近郷紅花買次商人より直々買取御当地打越売買いたし候仕癖二相成<sup>8)</sup>つてしまった。ついでには仲間再興後は従前の享保以来の仕来のように江戸打越荷は禁止していただきたいというのが安政二年二月の丸合組紅仲間から江戸町奉行所への訴状である。ことの起りは武州足立郡桶川宿の百姓浅五郎の手代滝次郎外二人の者が江戸打越売買をなし、紅問屋からの再応の懸合にも応じないばかりか「通荷物取締方相立候ては難渋之旨申立<sup>9)</sup>」て紅問屋を相手に奉行所へ逆訴したことにある。これに対し紅問屋の方では、江戸打越荷の禁止は紅花に限ったことではなく「諸問屋引請候荷物とも上方東海道筋御当地打越関東近在、奥筋への通荷物、又関東奥筋より東海道上方へ御当地打越為登荷物共不相成儀」は享保十一年大岡越前守が町奉行當時に相立てられたものである。以来天保十二年の解散令まで守られてきたもので、再興後も近江蚊張に関するそうした訴訟問題がおこされたが、そのときも旧来の通り江戸打越荷禁止の原則が確認されたという例をひいている。それでは上り荷下り荷共に江戸打越荷を禁止しなければならない理由はどこにあるのか。江戸問屋の表面の理由は「元値段々糶合候間直段引下方行届兼奉恐入候<sup>10)</sup>」というように江戸問屋上方問屋共に生産地直買を勝手に競争すれば、幕府の物価引下げの方針に協力することができないとしている。しかし生産地直段の高騰は江戸問屋の利潤がそこなわれることを言外に示していることは言うまでもない。それは一方においては生産者及び生産地の在方荷主の望むところであるから江戸問屋との対立紛争をおこすわけである。この江戸紅問屋と桶川宿との訴訟問題はどのように決着したかは不明であるが、その後の幕府の産業統制の方策からみて恐らくは江戸問屋側の勝訴に終わっているものと推定される。即ち幕末における幕府の産業統制は計画倒れに終わっているとはいえず、佐藤信淵の垂統法にもとづいて強固な全国的専売制ともいうべき国産統制計画を実施しようとして計画している。それへ

の一つの手段として五品江戸廻令も施行されており、江戸打越荷の禁止もそうした幕府の商品流通の統制方針と江戸問屋の利益と相合するところに打出されたものとみられる。つまり江戸打越荷の禁止も五品江戸廻令と同様に、国産統制計画へつらなる一連の過程とみなすべきであり、株仲間廃止から諸問屋再興への政策もそうした観点から新たに見直さなければなるまいと考えるのである。

(1) 「諸問屋再興調六」(上野図書館蔵、「旧幕府文書」)二十二名の誓約者は次の通りである。

○武州桶川宿木嶋屋源(右衛門、宮田屋源七、木嶋屋孝介、西村屋庄左衛門)

○武州加茂宮村、川鍋幸左衛門、

○武州浦和宿、江戸屋甚左衛門、会津屋要助、

○武州岩槻宿、長島作兵衛、

○武州与野町、石川久兵衛、綿屋新兵衛、

○水戸向町、茗荷屋藤助、同上町大工町松坂屋弥兵衛、

○下総古河宿、八百屋義左衛門、

○下総結城、遠江屋太兵衛、

○奥州仙台国分町、小谷新右衛門、

○羽州最上谷地、丸屋長吉、

(2) ○羽州山形、市村屋五郎兵衛、村居清七、米沢屋勘兵衛、長谷川吉内、長谷川吉次郎、市村屋清右衛門、

同上「紅花荷物商法取調申立候書付」。

(3) 同上。

(4) 村居がその主筋にあたる豪農問屋稲村七郎左衛門家の若い主人の為に商法の手ほどきや商人の心得などを記したもので「微量骨算」と銘うっている。紅花に限らず当地方の産物の殆どにわたって産地、品質の見方、買取算用、費用等及び上方荷物の買受方について詳述している(現今田信一氏蔵)。

稲村家については、拙稿「東北後進地帯における在方荷主の形態」(「社会経済史学」第二十二号)参照。



- (5) 羽州最上地方の紅花生産の發展については今田信一「最上紅花史料」(日本常民文化研究所彙報 第五七) 参照。
- (6) (2)に同じ。
- (7) (2)に同じ。
- (8) (2)に同じ。
- (9) 前掲、北島正元「幕末における徳川幕府の産業統制」。

### (三) 織田藩の紅花専売仕法

江戸の紅問屋が江戸打越荷禁止問題で武州の生産地在方商人や上方商人と対立し、訴訟のさ中であつた安政二年に羽州天童藩では紅花専売仕法を実施することとなつた。天童織田藩は織田信雄の子孫で明和四年以来羽州高島にうつり、高島附近六カ村と天童附近二十一カ村の二万三千六百十二石余を支配した。天保元年以来居城を高島から天童に移し、後嘉永元年に高島附近六カ村を上杉藩支配の天童附近八カ村と交換し、所領を山形以北の天童周辺に統一したのである。家臣と家老以下足輕まで総數百余名というささやかな小藩であるが、信長の子孫という系譜上格式も比較的高く気位も高かつたらしく、しぜん出費もかさんで早くから財政窮乏には悩まされた。幕末期に至つては如何なる大藩も例外なく財政難の打開に種々の方策をこうじたことは周知のことである。その基本的方向は、田方現物貢租の強化ばかりでなく、畑方商品作物への課税を重視し、さらには領内物産の領主的統制によつて、支配基盤の新たな發展に対応しようとするものであつた。天童藩における財政難打開策は家臣に對する半知御借上は言うまでもなく、浮世絵の名匠安藤広重との昵懇の間柄から彼の肉筆画を領内の富商や家臣に贈つて藩用のたしにするなどの手段もなされている。また今日おくれた家内工業による特産として知られてい

る将棋駒製造も幕末以来家臣の内職として始められたものであるといわれている。それらはともかくとしてここでは貢租徴集の強化の一面に少しくれ、主に紅花専売仕法について述べよう。貢租徴集については、僅かに残された北目村（現山辺町北垣）の史料によつて知らされるのであるが、米年貢の金納化と前納及び増徴である。嘉永四年四月の領内村々名主の名において提出した「乍恐以書付奉願上候<sup>2</sup>」という願状に「先年被<sup>2</sup>仰付<sup>1</sup>候御米前金之儀金高千四百両余正月より五月迄致<sup>2</sup>上納<sup>1</sup>候様御達<sup>2</sup>付村々小前へ其段申渡上納来候処追年金高相増候様相成<sup>2</sup>とある。領内全村で千四百両余の金高は米年貢の何程に当るものか明らかでないが、少くとも一部は金納化を強制され、然も出来秋を待たず正月から五月までの間の前納を要求しているのである。これは「先年被<sup>2</sup>仰付候<sup>1</sup>とあるように嘉永四年以前から実施されていたわけであり、しかも、「近年金高相増候様相成<sup>2</sup>り、さなきだに窮迫していた農家経済を苛酷に圧迫したものであることは言うまでもない。「名主手元才覚ハ勿論小前作仕付夫食ニも差詰候折柄ニ而何分上納無<sup>2</sup>覚束<sup>1</sup>奉<sup>レ</sup>存候<sup>2</sup>というのが領民の実状であった。安政二年になると北目村は違作のため前納は全く不可能の状態に追いつめられ、次のような願状をだしている。

「乍恐以<sup>2</sup>書付<sup>1</sup>奉<sup>2</sup>願上<sup>1</sup>候

一、当村卯（安政二年）米前金之儀旧冬より再三御被<sup>2</sup>仰付<sup>1</sup>候故他借仕候而も上納仕度奉<sup>2</sup>存候<sup>1</sup>ニ付所々才覚仕候得共才覚も行届兼猶更<sup>2</sup>兩年之違作<sup>1</sup>ニ付村内甚だ困窮仕候ニ付是又米前金上納も出来兼候<sup>2</sup>付格別之<sup>1</sup>以<sup>2</sup>御勘弁<sup>1</sup>当卯米前金上納之儀ハ御用捨之程偏<sup>2</sup>奉<sup>2</sup>願上<sup>1</sup>候。右願之通被<sup>2</sup>仰付<sup>1</sup>被<sup>2</sup>成<sup>1</sup>下置<sup>1</sup>候ハハ一同難有仕合奉<sup>2</sup>存候<sup>1</sup>。

以上。

安政二卯年三月

北目村百姓代 藤 助

組 頭 与 四 郎

## 天童御役所

納付の時期も旧冬に早められ、二年連続の違作のために、も早他からの繰合せの手段もとざされた農民の窮状を露呈している。これはひとり北目村ばかりではなく天童領下の農村がひとしくおちいった窮境であった。

織田藩が紅花専売を始めるのは、ちょうどこの米金前納策がこのように行詰りをみせた安政二年からである。「同年四月領内村々一統」に次の内容の触書を仰付け、小前一同の請印を徴している。

(一)、此度宇都宮侯の家老間瀬和三郎の世話をもって、国産の紅花を江戸に登せ大伝馬町問屋頭取の馬込勘解由に販売を委託することになった。そのわけは「御身帯向御基相立御勝手道御引直」し、即ち藩財政の建直しであるから「御為を存じ全く出情」するよう小前百姓までよく承引するよう取りはかること。

(二)、当年は初めてであるから紅花荷物が江戸に着いてから引替えに代金を請取次第早々に小前一同に支払うが、来年からは前金支払になる予定である。

(三)、生花干花共にいささかでも他領商人に売払つてはならない。若しいかに少分でも密売をなせば当人の厳科は言うまでもなく村方三役から五人組合まで処罰をする。

(四)、紅花の御用係として工藤六兵衛、仲野真子七の兩人を起用し、大庄屋佐藤弥三郎及び添役、御用達たちは格別に尽力されるよう。以上のような内容であるが「永年之御為筋此一事に限り候事に候間」と財政破綻の窮境にある小藩がいかにこの紅花専売に期待したかが察せられる。大庄屋・添役・御用達がいちいち廻村して小前百姓に読み聞かせて、一同から残らず請印をとるとともに、この四月のうちに紅花の蒔付面績を調査している。北目村の「紅花蒔附書上帳」(安政二年四月)によると百姓四十五人中「蒔不申候」というのが二十三人、他の人は多いのは六俵場から少ないのは一斗場までそれぞれ蒔付けている。それを表示すると次のようである。

このように領内において紅花専売施行を布告し、生産掌握にのりだすとともに一方江戸においては幕府に対して許可申請をなしている。それについて幕府では問屋仲間に事情を聴取しているので、その間のいきさつを更に別の角度から知り得るものがある。

まず安政二年五月晦日に「兵部少輔領分羽州天童産物紅花今般直廻通町組小間物問屋之内丸合組紅花取扱候もの共二限相渡商法之通為売捌候得は領分百姓共農間助成ニも相成候ニ付此段御聞濟被ニ成下一候様奉ニ願上一

候」と「織田兵部少輔家来長谷部肇」の名で願ひ出ている。ちょうどこの時は「武州並奥州紅花商人共上方為登荷物取締之儀丸合組惣代より願出御吟味中之儀ニ付右に拘り候ニも可有之哉」と即ち前節でみた江戸打越荷問題のさ中であつたのでこれと関係あるかどうか事情を調べることとなつた。同年六月の「諸色懸、堀江町名主熊井理左衛門、村松町名主源六」兩人の答申によると、天童藩が紅花専売を実施しようとした意図は次の三点にあるとのべている。(一)、株仲間解散以来上方商人が奥州へ出買いたして相場を買荒すので元買直段がせり上げられ、作方百姓の「人氣」が宜しくなくなつた。(二)、「領主の御益筋」のために。(三)、「農家の風儀」も自然に「質朴に古復」するようになり、といふのであるがこれは全く領主専売制からむ背後の事情を露呈したものである。(一)、はこれまで「例年彼岸前迄者京都総而上方筋へ直廻いたし彼岸後は御当地(江戸)へ相廻していたのが奥羽紅花の「商風」であつたのが、上方商人の直買のため江戸廻しの分が減少したばかりではなく元買直段がせり上げられる。これは江戸問屋にとつても好しくない傾向なので、この点藩専売は少くとも天童藩領分だけは上方商人を排除して独占的買占をすることができるとする。(二)の点は言うまでもなく領主財政の窮迫を打開しようとする

紅花蒔付面積 (北目村)

蒔付面積	人数
6 俵場	1人
4	1
3	1
2	4
1.0 斗 5 升	1
1	6
0.2	1
0.15	4
0.1	3

もので、藩側の意図がこの一点にあるわけである。(三)の「作方之人気」「農家風儀」の点は、地元商人の独占的買占に対し上方商人の生産地直買は相場をせり上げるばかりでなく、生産農民の商業意欲を促進し貨幣経済へのまき込みを進展させ、利を求める傾向が強まったことを示すものである。こうした現象に対して地元商人が上方出買商人を排除して独占買付を維持しようとする意図と、農民の貨幣経済化が領主的限界を越えることを望ましい領主権力とが結合し、ここに領主専売を成立させる基底がある。それは後に紅花懸の御用達商人と藩との関係をみることによって明らかにされるであろう。ともあれこのような事情であつて何ら「江戸問屋商法ニ相触候儀は無<sup>レ</sup>御座一様奉<sup>レ</sup>存候」という答申であつた。ここで留意すべきことは、こうした問題について「密々」に調査をなした幕府当事者の意図は「羽州天童紅花荷物国産相立御当地問屋ども荷元窮屈ニいたし候内目論見ニは無<sup>レ</sup>之哉」というように、江戸問屋の利益擁護の立場をその根底の第一義においていることである。ここにも幕府の江戸問屋政策をうかがい知る一点がある。

幕府はまた一方において直接問屋に対して天童藩紅花の引請方について「差障之有無」を諮問している。<sup>(5)</sup> 問屋側はその買取り方を次のように答申しており、これによって天童藩との専売契約の内情を知ることができる。

(一)、紅花取扱問屋は柳屋五郎三郎、玉屋善太郎、村田屋久蔵、金蔵、吟次郎(二名は屋号不明)の五人で、天童藩の蔵元から見本を受取り銘々が直接に直段を相立てること。

(二)、紅花は壱袋五百匁で、正味は四百七十五匁。六十四袋(三十二貫匁)をもつて壱駄とし相場を立てること。

(三)、見本よりも品質が劣つたり損じたりした場合には相当の値引をすること。

(四)、売却の節江戸が景気弱で上方へ登せる場合は壱箇につき銀壱匁六分ずつの間屋口銭を受取ること。

(五)、買受代金の支払は当日より十日目に納付すること。

以上の五カ条であるが、取扱問屋五人は何れも元組問屋であつて仮組紅屋は入っていない。また天童藩が農民に約束している翌年からの前金支払の件はここには見えない。何れにせよ幕府はこのような江戸問屋の立場や取引方法の吟味の上で、「書面之趣通町組小問物問屋之内丸合組紅花取扱候もの共ニ限仕法相立荷相渡為売捌候儀ニ候ハハ差支之筋無之候」と許可を与えている。

さて天童藩ではどのような仕組で紅花専売制を施行したか。藩政記録の殆ど残存しないこの藩ではそれを明確にとらえることはできないが、幸いに御用達の一人である工藤六兵衛家に僅かの史料が残されているので、その間の事情の大方の推定をなすことができる。工藤家はいつからか明らかでないが苗字帯刀を許され、三人扶持を給されて御用達を勤めていた。恐らくは織田氏入部後の天保初年からであろうと思われる。織田氏入部に際しても御殿普請のため「金子等差上彼是出情之段達ニ御聞一」し御徒目付を仰付けられ、上下一具を賜つており、その後度々献金もなしており、また天童中町の名主を命ぜられるなど入部当初から密接な関係にあつたことが察せられる。安政二年二月藩の紅花専売実施にさいしては「其方儀紅花之儀者格別功者之旨達ニ御聞一御国産之御用向頭取」を仲野真子七と共に仰付けられ、「御中小性格」に取り立てられて十五人扶持を給されることになつた。「此上御身帯御引直ニ相成候も亦必至之御窮迫に相成候も其方共心得之品ニ寄候事に候間此旨を深く令ニ思慮一精励候様」という文面によつても、藩の紅花専売に対する期待のほどがうかがわれる。工藤家はまた「紅花之儀者格別功者」とあるように、早くから上方との紅花取引を営む有力な荷主であつた。どの程度の規模をもつ問屋であつたかはさだかでないが、天保十二年の仕切書によると京都新町六角の近江屋佐助と紅花取引をなしており、榎岡の伊藤仁八がその方面の支配人であつた。それらに要する営業資金は町内の富商或いは地主たちから融資している。その一端を示すと、天保十四年には三百両、嘉永元年には二百両を渋江村の阿部幸八から、嘉永四年に

は五百兩を若松本寿院から、また嘉永六年には町内小路の鈴木多助から五百兩を紅花仕入金として借入れている。また同じく国産方頭取を命ぜられた仲野家も幕末以来酒造金融業をもつて資本を蓄積した家であった。

以上天童藩の紅花専売にかかわる幕府、江戸問屋、藩及び地元荷主の四者についてそれぞれの立場と動向を概観したわけである。幕府は国産統制への前提的政策として問屋再興後は、新興問屋を仮組として営業上ある程度の制限を加えつつも問屋体制のなかに繰入れ、問屋の特権を擁護しつつ間接的な産業統制のわくを強化する方策をとりつつあった。江戸問屋はまた新興仮組問屋に幾分譲歩をよぎなくされながらも再興を名に旧特権の完全復活を策動し、生産地在方商人及び上方市場と相對立し全国流通市場の新たな発展を、依然として幕府権力を背景にして掌握しようとするものであった。このような動向に結びついて、領内産物の統制専売によって財政難打開を策じたのが織田藩の紅花専売である。ただこの動向に便乗することを必ずしも得策となし得なかつたのは国産頭取を命ぜられた城下町問屋商人である。この幕末期は当地方における紅花生産の著しい発展期で、農家経済に重要な位置をしめており、したがって村方にも小資本の荷主や仲買が多数成長しており、互に商域の争奪に競り合っている状態であった。それら村方商人との密接な連絡網の上に町方大荷主の存在は保たれていたわけで、この地方を一丸とする強大な藩権力との結合ならともかく、僅か二十数カ村のしかも散在した小地域の藩領の封鎖は果して町方荷主にとって得策であったかどうか疑わしい。さらに又従来の間屋営業利潤は国産方頭取となることによつて、どの程度の確保が保障されたかも疑問である。三人扶持から十五人扶持への加増だけではあるまいとは思われるが、いずれにしても弱小藩との共生関係は有利ではなかつたものとみられる。

早くも専売実施の安政二年の秋十月には、工藤六兵衛は格式扶持方共に返上して国産方頭取を辞退しようとしている。その理由はただ「故障之筋有之」というだけで精しいことは分らないが、恐らくはその間の事情を反映

するものではないかと推察される。藩は、「無<sup>二</sup>余義<sup>一</sup>」御趣意之程相弁無<sup>二</sup>心得違<sup>一</sup>猶更御用道出情可<sup>二</sup>相務<sup>一</sup>候」と願出を却下し、ひたすら慰留につとめている。

- (1) 丸山茂外「天童の生い立ち」。
- (2) 山辺町北垣、武田泰造氏所蔵。
- (3) 同前。
- (4) 「諸問屋再興調十三」(上野図書館蔵「旧幕府文書」)。
- (5) 同前。
- (6) 天童町工藤六兵衛氏所蔵文書。なお工藤家については「拙稿東北後進地帯における在方荷主の形態」(「社会経済史学」第二十二卷第三号)参照。

## むすび

幕府江戸問屋を中心とする全国商品流通の動向は、江戸打越荷の禁止或いは横浜貿易をめぐる五品江戸廻し令、さらには全国的な幕府権力による国産統制計画などにみられるように、江戸問屋⇨幕府・在方荷主⇨雄藩の政治的対立への発展の傾向をあらわに示しはじめていた。<sup>1)</sup> そうした潮流のなかにあつて、むしろ幕府の国産統制のわく内にみずから参加することによって領内物産の掌握が辛うじて可能であつたほどの弱小藩の内部からは、強力な政治的反幕態度も直接的に結果づけられることは困難であつた。

(1) 遠山茂樹「明治維新」。